

## 社会福祉法人大谷会

### 新型コロナウイルス感染症への対策

#### 及び感染者発生時の業務継続計画について

##### 【 1. 感染防止に向けた取り組みについて 】

職員、利用者のみならず、面会者や委託業者等、職員などと接触する可能性があると考えられる者は、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つことが重要であり、以下の3項目に分けて対策を徹底しております。

- ・職員に関すること
- ・サービス提供の制限に関すること
- ・業者対応、物品、非常食に関すること

また、各施設において感染者発生時に備えて準備とシミュレーションを行ってまいります

##### 【 2. 市内で罹患者が確認された場合 】

###### ○特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・グループホーム

- ・面会は原則禁止とする。但し、緊急やむを得ない場合は、37.5度以上の発熱が認められず、症状がない場合のみとし、面会の対象はご家族のみとする。

###### ○通所介護・短期入所

- ・施設長会議を開催しサービス受入の中止、継続かを決定する。
- ・配食サービスの提供に関しては市役所と相談する。

###### ○訪問介護・入浴車

- ・必要な防護をした上で、必要最低限の回数、時間でサービスを提供する。
- ・利用者及び同居家族が感染者、濃厚接触者となった場合は市役所や保健所の指示に従う。

###### ○居宅介護支援事業所

- ・サービス調整が必要な場合は各事業所と連携をとる。
- ・自宅を訪問してのモニタリングは極力控え、電話、メールで生活状況や介護状況を確認する。但し、終末期にある方、独居等で緊急を要する方については必要に応じて対応する。
- ・利用票、ケアプランの配布は郵送、もしくは自宅ポストに投函して予定が伝わるようにする。
- ・サービス担当者会議はサービス内容に大きな変更を要さず、更新手続きの場合は開催を中止する。但し、照会票のやり取りや電話にてサービス内容の確認と整合性を確保する。

- ・新規利用者や状態に著しい変化が生じての面接やサービス担当者会議の開催が必要な場合は関係者が事業所に集合し、短時間に制限して実施する。
- ・病院から退院する場合のカンファレンス出席については、病院側の意向を確認しながらの対応とする。

### 【3. 施設利用者・職員が感染した場合】

- (1) 受診・相談センターに連絡し、一方では、濃厚接触者の特定を行い、理事長に報告し、新型コロナ対策本部を設置する。その際感染者が発生した施設に本部を置く。

- ・対策本部の構成

#### ○大谷荘

- ・嘱託医、法人本部、施設長、副施設長、主任生活相談員、主任看護師、総主任、管理栄養士、居宅介護管理者、短期入所生活相談員、通所介護生活相談員、訪問介護所長、グループホーム所長

#### ○アイリス花巻

- ・嘱託医、法人本部、施設長、副施設長、統括事務職員、看護主任、介護統括責任者、主任介護支援専門員、通所介護生活相談員、管理栄養士、栄養士

#### ○はなまき荘

- ・嘱託医、法人本部、施設長、副施設長、生活相談員、看護師、主任支援員、栄養士、主任調理員、通所介護生活相談員

- (2) 情報共有・報告等の実施
  - ・指定権者に報告する。
  - ・利用者の家族等に報告する。
- (3) 消毒・清掃等の実施
  - ・新型コロナウイルス感染者の居室及び当該利用者が利用した共用スペースについては消毒、清掃を実施する。保健所の指示がある場合は、その指示に従う。
- (4) 積極的疫学調査への協力等
  - ・感染者が発生した場合は保健所の指示に従い、濃厚接触者となる利用者等の特定に協力すること。その際、可能な限り利用者のケア記録や面会者の情報提供等を行う。
- (5) 重要業務の遂行計画
  - 自宅待機者が出ることを想定し、施設の業務を継続するため、入所者の健康状態に留意しながら、入所者に対して行うサービスは次のとおりとする。
    - ①行事は全て中止する。
    - ②施設で提供するサービスは、利用者の状態や嘱託医の判断等に基づき、食事と排泄ケア等、最低限のものに絞る。
    - ③食事サービス
      - ・調理員等の食事提供職員が欠ける場合は、備蓄した缶詰やレトルト食品等を活用し、対応する。

- ・食事提供時間は、状況に応じて、人手の確保しやすい時間（朝食は遅め、夕食は早め）に変更する。

④排泄ケア

- ・実施する。

⑤入浴

- ・中止し、清拭を実施する。

⑥人員配置

- ・継続可能なローテーションを組むこととし、夜勤は最小限の人員とする。

⑦拡散しない動線の確保

- ・外部から直接出入り出来る一部エリアを無症状感染者や濃厚接触者用の隔離エリアとして活用し、クリーンなエリアとの動線分けを行い、拡散防止に努める。

その他職員に関する事、利用者に関する事、個別ケア等の実施にあたっての留意点に関してマニュアルを作成し対応いたします。また、有事に備えて必要物品の調達を進めていきます。

## おひさま保育園

園の感染防止対策、大谷会職員行動指針と花巻市教育委員会より示された「新型コロナウイルス感染等防止」及び「発生時等の対応」の基本的な対応方針を併せ、感染症対策とする。

### 園の感染防止対策

#### 1. 感染防止のための取り組み

- ①園児、職員は登園時、出勤時に検温・手指のアルコール消毒・うがいを行う。
- ②園児、職員の体調のチェックを行う。
- ③空気清浄機の稼働（各保育室・ランチルーム・ホール・事務室）と換気を行う。
- ④次亜塩素酸ナトリウム水を使用し、園内の清掃を行う。
- ⑤次亜塩素酸ナトリウム水・アルコールを使用し、玩具の消毒を行う。

#### 2. 園児・職員とその家族が感染した場合

- ①全園児の保護者に連絡（一斉メール）し、降園の依頼をし、感染拡大防止に努める。
- ②花巻市教育委員会こども課、保健所に連絡し、指示に従う。
- ③大谷会本部に報告する。
- ④限定受け入れ園児の確認、配置職員の確認を行う。園内消毒後、花巻市教育委員会子ども課・保健所の指示により、限定受け入れ開始の準備を行う。

### 花巻市教育委員会基本的対応方針

#### 1. 感染防止のための対応及び留意事項

- ①うがい、手洗い、体温の計測、施設の消毒等の基本的な感染症予防対策を徹底すること。
- ②児童に発熱等の症状がある場合は、医療機関への電話相談を行った上で診察の判断を行ってもらいなど、感染症の蔓延防止の観点から安易な医療機関受診の推奨とならないよう保護者への助言を行う。
- ③単に保護者の就労及び家族旅行等により県外への往来があった場合、県外の方との接触のあった事由で、保護者に対し登園を控える要請を行うことは過度な対応となる可能性があることから、発熱や呼吸器症状が認められる場合を除き、通常通りの受け入れを行う。

## 2. 感染症発生時の対応及び留意事項

- ①基本的な対応については、表1「臨時休業等の基本的な対応表」のとおりとする。
- ②園児が濃厚接触者となった場合や同居家族がPCR検査受検対象者となった場合の対応は、表2「新型コロナウイルス感染症の対応について」のとおりとする。
- ③児童及び同居の家族がPCR検査を受ける場合は、速やかに施設等に連絡してもらうとともに、PCR検査の結果が判明するまでの間は登園・利用を控えてもらう。
- ④表1及び表2と異なる個別の状況や疑義が生じた場合は、教育委員会子ども課へ相談する。
- ⑤児童及び同居の家族、職員が感染した場合に、SNS等での情報の拡散や誹謗中傷及びいじめ等が起こることのないよう、保護者と連携を図りながら、感染症に関する正しい知識を啓発する。
- ⑥不明な点が生じた場合は、花巻市教育委員会子ども課へ問い合わせる。
- 状況により保健所等の助言を得るとともに市対策本部との協議により、必要な措置を講じる。

表1 「臨時休業等の基本的な対応表」 花巻市教育委員会

ステージ	感染状況	保育園・認定こども園	幼稚園	学童クラブ
1	岩手県内感染者 1名以上	開園	開園	開所
2	中部教育事務所管内 または市内感染者 1名以上	開園	開園	開所
3	児童・教職員及びその家族が濃厚接触者	開園	当該園の休園検討 (預かり保育実施)	開所
4	児童・教職員及びその家族が感染者	当該園を休園 (限定受入)	当該園を休園 (預かり保育を限定受入)	当該施設を閉鎖 (限定受入)
5	複数校・園等で発症	全園休園 (限定受入)	全園休園 (限定受入)	全クラブ閉鎖 (限定受入)

【ステージ3以上】 必要に応じて、ふれあい共育推進員、はなまき支援サポーター、中学サポーター、ことばの教室巡回指導員、日本語支援員等が支援にあたる。

【ステージ4】 当該園（施設）以外の保育園、認定こども園、幼稚園及び学童クラブ利用保護者に対し、登園自粛のお願いを発出する。

【濃厚接触者の疑い】 保護者の理解を得て出席停止措置。

【限定受入】 社会的要請の強い職業（医療従事者等）及びひとり親の児童のみ受け入れる。

表2 「新型コロナウイルス感染症の対応について」 花巻市教育委員会  
こども課

対象者	対応
○本人がPCR検査陽性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登園停止(登園目安:治癒し、医師から登園可能との指示が出るまで)</li> <li>・臨時休園(市から要請があった場合、原則として感染が確認された翌日から休園。休園期間や規模については、市からの要請による。)</li> </ul>
○本人が濃厚接触者 ○同居家族がPCR検査陽性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市からの要請により登園を避ける(感染者と最後に濃厚接触した日から起算して、2週間は登園・来園を避ける。)</li> <li>・家族の陽性者は来園禁止</li> <li>・本人が濃厚接触者でPCR検査結果が陰性の場合、市からの要請により登園を避ける期間を短縮する場合もある</li> </ul>
○同居家族がPCR検査対象者または濃厚接触者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族のPCR検査の結果が出るまで登園を控える</li> <li>・検査結果が陰性の場合、園児の登園は可</li> </ul>
○本人に発熱等の風邪症状があるが、PCR検査対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登園を控える(解熱後24時間経過し、呼吸器症状が改善するまでは登園を控える。)</li> <li>・発熱(平熱+1℃)</li> <li>・同居家族で発熱症状がある場合は、可能なかぎり登園を控える。</li> </ul>

【本人】 園児・職員を指す。

【濃厚接触者】 感染者とマスクをせず、1m以内を目安に15分以上接触した人(国立感染症研究室の見解)